

## 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。また、同事案の発覚に伴い、令和5年1月から令和6年5月末までの間で、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明した。

沖縄県民はこれまで在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、そのたびに重くのしかかる米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱えている。

今回明らかとなった重大事件について、県民の代表たる県議会としてこれを許すことはできない。また、このような重大事件について、捜査当局及び外務省からの情報提供がなかったことで、県民から疑念を持たれている。

よって、本県議会は県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、セカンドレイプ（性的二次被害）の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会を通じ、米側との調整を行い、断固たる措置を取ること。
- 4 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月10日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
(沖縄基地負担軽減担当)  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣  
(沖縄及び北方対策)

} 宛て